

条例第 39 号

宇和島市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 12 月 23 日

宇和島市長

岡原文彰

宇和島市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

(宇和島市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正)

第1条 宇和島市議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、解職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において受けるべき期末手当基礎額に <u>100分の170</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3・4 (略)	(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、解職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において受けるべき期末手当基礎額に <u>100分の175</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3・4 (略)

第2条 宇和島市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(期末手当)	(期末手当)

第5条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、解職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において受けるべき期末手当基礎額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） （略） 3・4 （略）	第5条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、解職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において受けるべき期末手当基礎額に<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） （略） 3・4 （略）
---	---

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の宇和島市議会議員の議員報酬等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の宇和島市議会議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。